

(平成18年4月1日東京都知事認可)

公益社団法人江戸川区薬剤師会定款

平成29年5月27日改正

令和5年5月27日改正

令和7年5月31日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人江戸川区薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区中央一丁目3番13号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、薬剤師及び薬学又は薬業に勤める者の倫理的かつ学術的水準を高めるとともに、薬学又は薬業の進歩発展を図り、江戸川区民の保健医療及び公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
 - (2) 薬剤師の倫理・職能に関する事業
 - (3) 保健医療および公衆衛生の普及指導・薬事衛生に関する事業
 - (4) 医薬分業の促進及び地域医療の発展に関する事業
 - (5) 学校その他集団施設の保健衛生・環境衛生の適正化に関する事業
 - (6) 医薬品・情報管理センター運営に関する事業
 - (7) 救急医薬品・災害時医薬品の備蓄に関する事業
 - (8) 医薬品及び医療資材の普及と適正化に関する事業
 - (9) 会営薬局に関する事業
 - (10) 関係機関に対する協力に関する事業
 - (11) その他、本会の目的を達成する為に必要な事業
- 2 前項各号の事業は江戸川区において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、江戸川区内で薬事法上の薬局、店舗販売業又は配置販売業を営む店舗に勤務する管理薬剤師、及び江戸川区内に勤務する薬剤師又は江戸川区内に居住する薬剤師であって、本会の主旨に賛同する者をもって構成する。

2 この法人に次の会員を置く。

(1)正 会 員

管理薬剤師A会員(保険調剤薬局)

管理薬剤師B会員(非保険調剤薬局)

薬剤師A会員(江戸川区及び東京都薬剤師会個人会員)

薬剤師B会員(江戸川区薬剤師会個人会員)

(2)特別会員

本会に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(3)賛助会員

江戸川区内の病院・診療所・介護保険施設及びこれに準ずる所に勤務する

薬剤師(薬薬連携(薬局薬剤師と病院薬剤師)推進に伴う会員資格として制定するもの)

3 協力会員

江戸川区内在勤又は在住ではなくなった元正会員であって、本会の主旨に賛同する者

協力会員 A (江戸川区及び東京都薬剤師会 個人会員)

協力会員 B (江戸川区薬剤師会 個人会員)

4 第2項の会員のうち(1)の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、別に定める入会及び退会規程の基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会費規程に基づき、入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。

- (1)この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名するときは、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払義務を6ヶ月以上履行しなかったとき。
- (2)総正会員が同意したとき。
- (3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5)定款の変更
- (6)会費、入会金の変更

- (7)解散及び残余財産の処分
- (8)不可欠特定財産の処分の承認
- (9)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第15条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 総会は定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法律に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(電子提供措置)

第16条 この法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席正会員のうちから選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項

- 3 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 4 前項の正会員は出席したものとみなされ、定足数、決議の要件に適用される。
- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
- (1)理事 3名以上 8名以内
 - (2)監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名から3名を副会長とする。
別に常務理事1名を置くことができる。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 会長、副会長、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 会長、副会長、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実あると認められたときは、これを総会及び理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は前項の報告するため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項であると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。
- 7 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害を生じるおそれがあるときは、その理事に対し、やめることを請求することができる。
- 8 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退会した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によっていつでも解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬)

- 第27条 理事及び監事に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等報酬規程による。

(取引の制限)

- 第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱については、第36条に定める理事会運営規則によるものとする。

(顧問の設置)

- 第29条 この法人に顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は学識経験者のうちから、理事会が任期を定めて選任する。
 - 3 顧問は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

- 第30条 顧問は会長の諮問に応え、意見を述べることができる。

第6章 理事会

(理事会の構成)

- 第31条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 規程・規則の制定、変更及び廃止
 - (4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (5) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は、次に掲げる事項など重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額な借財
 - (3) 重要な使用人(事務局長など)の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令でさだめる体制の整備

(招集)

第33条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議は、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められず、実際の出席を要する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について、提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が異議を述べた場合を除き、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名(記名押印)しなければならない。

(理事会運営規則)

第37条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第42条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

ただし、合併の場合において、その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは、この限りではない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第48条 この法人の事業を推進するために必要なときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める運営委員会規則による。
- 3 委員会の委員は、理事会において選任及び解任できる。

第11章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(職員の任免)

第50条 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

第12章 補 則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第13章 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は篠原昭典、副会長は西谷茂樹、有阪捷子、石井和子とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4. 第41条については、平成28年6月1日から実施する。
5. 第5条2(3)賛助会員については、平成29年6月1日から適用とする。
6. 新たに追加となった第16条電子提供措置については、令和5年6月1日から適用とする。なお本対応により、以下現行の条項番号は各々1番繰り下がる。
7. 第5条第3項および第4項については、令和7年6月1日から適用とする。